



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月19日金曜日 第2150号

### ◇ 目次 ◇

医療機関の指定.....	222
指定医療機関の辞退.....	222
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	222
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	223
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	223
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	223
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	223
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	224
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	224
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	224
監視伝染病発生予防検査の実施.....	224
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	225
港湾施設の概要.....	225
公共測量の実施の通知.....	226
建築士の免許の取消し.....	226
宅地建物取引業法第69条第2項の規定に基づく聴聞.....	226
土地改良区役員就退任の届出.....	226
建設業者の許可の取消し.....	227
道路の区域変更(県道上猿田三島線).....	227
道路の供用開始( " ).....	227
道路の供用開始(県道三島川之江港線).....	227
道路の位置の指定.....	227
道路の供用開始(県道今治丹原線).....	228
道路の区域変更(一般国道494号).....	228
道路の供用開始(一般国道317号).....	228
道路の区域変更(県道美川小田線).....	228
道路の区域変更(県道広見三間宇和島線).....	229
道路の供用開始( " ).....	229

### 公 告

愛媛県立特別支援学校学習支援員派遣業務の委託..... 229

### 公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 230

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 231

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第311号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成22年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
鴨頭 医院	鴨頭 京子	今治市大西町新町甲535	平成22年 1月30日
よしもとレディ -スクリニック	医療法人 よしもとレディ -スクリニック	大洲市東若宮14番地14	平成22年 2月1日
きはら整形外科	木原 洋介	伊予市米湊815-1	平成22年 3月1日

#### ○愛媛県告示第312号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成22年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞 退 年月日
村上歯科医院	村上 広樹	今治市常盤町4-3-17	平成22年 2月25日

#### ○愛媛県告示第313号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成22年3月19日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関(居宅 介護事業者)の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
合同会社ATUKI	四国中央市土居町土居347番地5	訪問看護24	四国中央市土居町土居347番地5	平成22年1月18日
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	認知症対応型通所介護いぶき	四国中央市下柏町62番1	平成22年1月29日
合同会社ひだまり	伊予郡砥部町高尾田154番地	ひだまり介護ステーション	伊予郡砥部町高尾田154番地	平成22年2月1日

山 本 正 治	西条市円海寺 4 - 7	やまもと眼科クリニック	西条市丹原町池田109 - 4	平成22年 2月 1日
河 野 裕 輔	宇和島市新町 1 - 5 - 24	河野歯科医院	宇和島市新町 1 - 5 - 24	平成22年 2月 8日

## ○愛媛県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社アクティブ	新居浜市萩生2348番地の44	居宅介護支援事業所きらめき	新居浜市萩生2348番地の44	平成22年 2月15日

## ○愛媛県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
合同会社 A T U K I	四国中央市土居町土居347番地5	訪問看護24	四国中央市土居町土居347番地5	平成22年 1月18日
医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地の1	認知症対応型通所介護いぶき	四国中央市下柏町62番 1	平成22年 1月29日
合同会社ひだまり	伊予郡砥部町高尾田154番地	ひだまり介護ステーション	伊予郡砥部町高尾田154番地	平成22年 2月 1日
山 本 正 治	西条市円海寺 4 - 7	やまもと眼科クリニック	西条市丹原町池田109 - 4	平成22年 2月 1日
河 野 裕 輔	宇和島市新町 1 - 5 - 24	河野歯科医院	宇和島市新町 1 - 5 - 24	平成22年 2月 8日

## ○愛媛県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社ケアステーション悠友	宇和島市明倫町二丁目 2 番 6 号	ケアステーション悠友	（変更後） 宇和島市明倫町二丁目 2 番 6 号	平成19年 8月20日
			（変更前） 宇和島市丸の内四丁目 3 番13号	

## ○愛媛県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所

の所在地が次のように変更された。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ケアステーション悠友	宇和島市明倫町二丁目2番6号	ケアステーション悠友	(変更後) 宇和島市明倫町二丁目2番6号	平成19年8月20日
			(変更前) 宇和島市丸の内四丁目3番13号	

○愛媛県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社さくら調剤	松山市道後北代12 - 17	さくら調剤薬局	八幡浜市矢野町1150番地25	平成21年10月26日

○愛媛県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	真網代居宅介護支援事業所	八幡浜市真網代229 - 5	平成21年9月30日

○愛媛県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社さくら調剤	松山市道後北代12 - 17	さくら調剤薬局	八幡浜市矢野町1150番地25	平成21年10月26日

○愛媛県告示第321号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため
- 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並び実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	大洲市、喜多郡、西予市 宇和町
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西条市、今治市（旧越智郡を除く）、松山市（旧北条市を除く）
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬	県下一円
2 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	
3 その他知事の指定する馬	

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）  
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病  
知事の指定する方法

○愛媛県告示第322号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚	県下一円
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	

2 実施の期日

平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第323号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、北条港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
物 揚 場	松山市北条辻1603番19及 び同1603番20	延長 149.60メートル 水深 2.50メートル

○愛媛県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、街区・画地出来形確認測量）
- 2 作業期間 平成22年 3月19日から  
平成22年 7月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市庄内町四丁目、庄内町五丁目、庄内町六丁目、坂井町一丁目、坂井町二丁目

○愛媛県告示第325号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
平成22年2月23日	高 岡 亨	二級建築士	愛媛県知事登録第6703号	死亡による

○愛媛県告示第326号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成22年 3月30日（火） 午前11時00分
- 2 場所 松山市一番町四丁目 4番地 2  
愛媛県庁第二別館 5階第7会議室
- 3 被聴聞者
  - (1) 氏名 溝田 均
  - (2) 登録番号 愛媛県知事第3357号
  - (3) 登録年月日 昭和60年 1月22日

○愛媛県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市頓田川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年 3月19日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 光	今治市古谷甲761番地
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	岡 貞 義	今治市朝倉北甲214番地
"	金 光 國 明	今治市朝倉北甲458番地
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲129番地
"	越 智 國 忠	今治市朝倉上甲2810番地
"	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地
"	越 智 康 郎	今治市朝倉上甲2021番地 2
"	井 出 保 男	今治市朝倉南甲153番地 1
"	菅 茂 樹	今治市朝倉南乙30番地
"	白 石 浩 二	今治市朝倉下甲917番地 2
"	渡 邊 進	今治市朝倉上甲794番地 1
"	武 田 忍	今治市朝倉上甲1543番地
"	越 智 和 男	今治市朝倉上甲331番地 2
"	世 良 親 臣	今治市宮ヶ崎甲796番地
"	檜 垣 守	今治市古国分 1丁目 9番61号
"	越 智 駿 郎	今治市登畑甲376番地
"	月 原 正 佳	今治市桜井 2丁目 5番23号
"	曾我部 壽 雄	今治市郷桜井 2丁目 2番11号
"	三 谷 清	今治市長沢甲1084番地
監 事	堀 川 光 義	今治市朝倉下甲476番地 2
"	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地 1
"	世 良 久 俊	今治市宮ヶ崎甲46番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 光	今治市古谷甲761番地
"	仙 波 悟	今治市朝倉南甲312番地
"	青 野 岩 夫	今治市旦甲129番地
"	越 智 桐 雄	今治市朝倉上甲598番地 1
"	越 智 國 忠	今治市朝倉上甲2810番地
"	武 田 定	今治市朝倉上甲2555番地
"	渡 邊 十 二	今治市朝倉南甲329番地の 2
"	長 井 三 造	今治市朝倉南乙387番地 6
"	南 條 正 則	今治市朝倉下甲1158番地
"	清 水 亘	今治市山口甲192番地
"	山 本 順 一	今治市朝倉下甲751番地
"	渡 邊 進	今治市朝倉上甲794番地 1
"	丹 治 満	今治市朝倉上甲1500番地 1
"	越 智 和 男	今治市朝倉上甲331番地 2
"	秋 山 哲 季	今治市宮ヶ崎甲367番地
"	檜 垣 守	今治市古国分 1丁目 9番61号
"	井 手 盛 人	今治市登畑甲93番地 3
"	月 原 正 佳	今治市桜井 2丁目 5番23号
"	曾我部 壽 雄	今治市郷桜井 2丁目 2番11号
"	三 谷 清	今治市長沢甲1084番地
監 事	石 丸 俊 郎	今治市朝倉上甲1157番地
"	世 良 久 俊	今治市宮ヶ崎甲46番地 2
"	金 光 國 明	今治市朝倉北甲458番地

○愛媛県告示第328号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
( 般 - 19 ) 第 10068号	平成19年 7月10日	あさひや建設(株)	村上 広海	今治市伯方町木浦甲441 - 1	平成22年 2月9日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 17 ) 第 15768号	平成17年 7月1日	グリーン来嶋	田鍋 美利	今治市玉川町小鴨部甲57 1 - 1	平成22年 2月15日	造園工事業	建設業の廃止
( 特 - 19 ) 第 4939号	平成19年 10月14日	(有)飯尾建設	飯尾 英友	新居浜市中萩町2 - 29	平成22年 2月23日	土木工事業	建設業の廃止
( 般 - 16 ) 第 13030号	平成17年 3月11日	(有)東和	安東 寛和	今治市神宮乙401	平成22年 2月24日	造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	上猿田三島線	四国中央市富郷町寒川山字ホリコシ乙826番9	旧	メートル 6.5 ~ 10.0	キロメートル 0.088	
			新	10.0 ~ 15.1	0.084	

○愛媛県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	上猿田三島線	四国中央市富郷町寒川山字ホリコシ乙826番9	平成22年 3月19日

○愛媛県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字庄境352番10から 同町字筆村1658番6まで	平成22年 3月20日

○愛媛県告示第332号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年 3月19日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 指定年月日及び番号<br/>平成22年 3月 9日 21東四土(道)第 8号</p> <p>2 道路の位置<br/>四国中央市妻鳥町字岡田2110番の一部及び2110番地先水路<br/>幅員 5.00メートル</p> | <p>延長 38.00メートル</p> <p>3 申請人の住所及び氏名<br/>四国中央市妻鳥町2205番地 1<br/>妻鳥不動産 石川 多美一</p> <p>4 図面省略</p> |
|---|---|

## ○愛媛県告示第333号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市延喜字畑井田甲338番7から 今治市神宮字吉田甲415番6まで	平成22年 3月19日

## ○愛媛県告示第334号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	東温市河之内字猪ノ谷乙1535番1から 同市河之内字金屋敷乙1559番まで	旧	メートル 5.4~11.8	キロメートル 0.122	
			新	22.0~32.0	0.122	

## ○愛媛県告示第335号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	松山市南持田町21番2地先から 同町1番7まで	平成22年 3月19日
"	"	松山市湯渡町116番4から 同市持田町一丁目125番2地先まで	"

## ○愛媛県告示第336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4207番3地先から 同町大川4012番地先まで	旧	メートル 3.7～9.8	キロメートル 0.354	
		及び 上浮穴郡久万高原町大川4207番3から 同町大川4179番9まで		15.1～57.1	0.170	
		上浮穴郡久万高原町大川4207番3から 同町大川4179番9まで	新	15.1～57.1	0.170	

○愛媛県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	広見三間宇和島線	宇和島市三間町増田241番2から 同町増田242番2地先まで	旧	メートル 9.1～12.5	キロメートル 0.064	
			新	11.1～12.7	0.064	

○愛媛県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見三間宇和島線	宇和島市三間町増田241番2から 同町増田242番2地先まで	平成22年 3月19日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件 名  
愛媛県立特別支援学校学習支援員派遣業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県立特別支援学校学習支援員派遣業務一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
仕様書による。
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（1人、1日当たりの単価）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加するものに必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (3) 平成20・21・22年度競争入札参加資格審査申請書の様式第3号競争入札に参加を希望する営業種別に「その他」、営業種目に「人材派遣」を記載した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局特別支援教育課教育振興係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



電話番号 089 912 2966

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付又は愛媛県ホームページよりダウンロードする。

(4) 開札の日時及び場所

平成22年 3月29日(月) 午前10時30分

愛媛県庁第一別館10階 教育委員室

4 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査結果通知書(平成20・21・22年度のもの)を平成22年3月26日午後5時までに、上記3(1)へ提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求

められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: The temporary labor supply business to employ a learning support staff at Ehime prefectural special support school , At 8 special support schools . A total is 40 .

(2) Time Limit of tender: 10:30 a.m . 29 March 2010

(3) For further information , please contact: Promotion of Education Section , Special Support Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Government Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2966

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月19日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p><b>別表(第79条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">警察署名</th> <th style="text-align: center;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県今治警察署及び愛媛県松山西警察署</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、<u>愛媛県伊予警察署</u>、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警察署名	課名	省略		愛媛県今治警察署及び愛媛県松山西警察署	省略	省略		愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、 <u>愛媛県伊予警察署</u> 、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略	省略		<p><b>別表(第79条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">警察署名</th> <th style="text-align: center;">課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>愛媛県松山西警察署</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、<u>愛媛県今治警察署</u>、<u>愛媛県伊予警察署</u>、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警察署名	課名	省略		<u>愛媛県松山西警察署</u>	省略	省略		愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、 <u>愛媛県今治警察署</u> 、 <u>愛媛県伊予警察署</u> 、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略	省略	
警察署名	課名																								
省略																									
愛媛県今治警察署及び愛媛県松山西警察署	省略																								
省略																									
愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、 <u>愛媛県伊予警察署</u> 、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略																								
省略																									
警察署名	課名																								
省略																									
<u>愛媛県松山西警察署</u>	省略																								
省略																									
愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、 <u>愛媛県今治警察署</u> 、 <u>愛媛県伊予警察署</u> 、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略																								
省略																									

附 則

この規則は、平成22年3月25日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成22年3月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,201,315
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,027
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,886

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,193	14,731
南宇和郡	21,749	7,250
松山市・上浮穴郡	428,077	138,013
今治市・越智郡	149,631	49,877
宇和島市・北宇和郡	86,719	28,907
八幡浜市・西宇和郡	43,436	14,479
新居浜市	102,871	34,291
西条市	93,724	31,242
大洲市・喜多郡	56,434	18,812
伊予市	32,670	10,890
四国中央市	76,415	25,472
西予市	37,000	12,334
東温市	28,396	9,466